

一般競争入札を行いますので、京都市契約事務規則第5条の規定に基づき、次のとおり
公告します。

令和2年3月4日

京都市長 門川 大作

1 競争入札に付する事項

本件は、下記(1)ア～エの工事及び委託業務について、それぞれ入札を実施するもの
である。

(1) 工事名及び委託業務名

ア 「(単価契約) 人力浚渫工事(西京土木事務所) (2件一括)」

(ア) (単価契約) 人力浚渫工事(西京土木事務所)

(イ) (単価契約) 河川美化作業委託(西京土木事務所)

イ 「(単価契約) 人力浚渫工事(南部土木事務所) (2件一括)」

(ア) (単価契約) 人力浚渫工事(南部土木事務所)

(イ) (単価契約) 河川美化作業委託(南部土木事務所)

ウ 「(単価契約) 人力浚渫工事(西部土木事務所) (2件一括)」

(ア) (単価契約) 人力浚渫工事(西部土木事務所)

(イ) (単価契約) 河川美化作業委託(西部土木事務所)

エ 「(単価契約) 人力浚渫工事(東部土木事務所) (2件一括)」

(ア) (単価契約) 人力浚渫工事(東部土木事務所)

(イ) (単価契約) 河川美化作業委託(伏見土木事務所)

(2) 工事場所及び履行場所

(1)ア(ア) 西京土木事務所管内全域

(1)ア(イ) 西京土木事務所管内全域

(1)イ(ア) 南部土木事務所管内全域

(1)イ(イ) 南部土木事務所管内全域

(1)ウ(ア) 西部土木事務所管内全域

(1)ウ(イ) 西部土木事務所管内全域

(1)エ(ア) 東部土木事務所管内全域

(1)エ(イ) 伏見土木事務所管内全域

(3) 工事概要

各工種の概要を以下のア～キに示す。ただし、(1)の各工事の工種は予定数量及び予定単価一覧表（別表）に記載のとおり。

ア 人力による暗渠内の浚渫工事（以下「人力浚渫工A」という。）

イ 人力による暗渠内の浚渫工事（20メートル以下の小運搬有り）（以下「人力浚渫工A（小運搬有）」という。）

ウ 人力による開渠部の浚渫工事（以下「人力浚渫工B」という。）

エ 人力による開渠部の浚渫工事（20メートル以下の小運搬有り）（以下「人力浚渫工B（小運搬有）」という。）

オ 人力による開渠部の浚渫工事及び草刈り（以下「人力浚渫工B（草刈り含む）」という。）

カ 人力による開渠部の浚渫工事及び草刈り（20メートル以下の小運搬有り）（以下「人力浚渫工B（小運搬有・草刈り含む）」という。）

(4) 委託業務概要

人力による河川区域内の除草及び塵芥収集（処分）作業

(5) 予定数量及び予定単価

予定数量及び予定単価一覧表（別表）に記載のとおり。

なお、この契約は単価契約であり、予定数量はあくまで予定であって、本件契約に係る実際の施工数量と一致するものではない。

(6) 工期及び履行期間

(1)の全ての工事及び委託業務について、令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(7) 支払条件

(1)の全ての工事及び委託業務について、月毎の出来高払

2 本件入札に関する問合せ先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市行財政局財政部契約課工事契約担当

（電話075-222-3313）

3 入札参加資格に関する事項

本件入札の一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出する日において、現に京都市契約事務規則（以下「規則」という。）第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿（工事）に登載されている者であって、同日（(6)及び(7)にあつては、公告の日から開札の日までの間）において、次に掲げる全ての条件を満たす者。

- (1) 平成29年度以前から本市内に本店を有していること。
- (2) 建設業法に基づく「土木工事業」又は「しゅんせつ工事業」の許可を受けていること。
- (3) 直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（建設業法第27条の27の規定によるもので、同法第27条の29第1項に規定する総合評定値が記載されており、開札日において有効（審査基準日から1年7箇月以内）なものに限る。以下同じ。）において「土木一式」又は「しゅんせつ」の総合評定値が700点以上であること。
- (4) 次のア～ウの工事及び委託業務（令和2年3月16日開札）の落札者でないこと。
 - ア 「（単価契約）人力浚渫工事（左京土木事務所）（2件一括）」
 - イ 「（単価契約）人力浚渫工事（京北・左京山間部土木事務所）」
 - ウ 「（単価契約）人力浚渫工事（北部土木事務所）（2件一括）」
- (5) 建設業法に規定する主任技術者（本件工事及び業務委託に適した資格を有する者）を1名配置し得ること。

なお、当該技術者については、常勤の自社社員であり、かつ入札参加資格確認申請日において引続き3箇月以上の雇用関係があること。

当該技術者は、専任義務のない他工事等（令和2年度（単価契約）機械浚渫工事を除く。）に配置されている技術者との兼任は可とする。

- (6) 京都市競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止措置を受けていないこと。
- (7) 以下のいずれにも該当しないこと。
 - ア 京都市行財政局財政部契約課（以下「契約課」という。）が実施した当該種目における一般競争入札（共同企業体による入札を含む。）に応札し、低入札価格調査を経て契約したことにより、新たな入札への参加を制限されている場合
 - イ 契約課が実施中の落札決定に至っていない同種目の他の入札（共同企業体によ

る入札を含む。)において、低入札価格調査の対象となる応札を行っている場合
ただし、低入札調査基準価格を事前公表しない案件において、調査辞退届を提出し
た場合又は失格基準を下回る価格で応札し失格となった場合を除く

(8) 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者で、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、
そのうちの一者しか参加できない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

(ア) 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）
と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係に
ある場合。

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合。

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等（会社
法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民
事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更
生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。

a 株式会社の取締役。ただし、会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員
会設置会社における監査等委員である取締役、会社法第2条第12号に規定
する指名委員会等設置会社における取締役、会社法第2条第15号に規定する
社外取締役、会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合
により業務を執行しないこととされている取締役を除く。

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同
会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めが
ある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d その他業務を執行する者であつて、aからcまでに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合。

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

4 入札方法等

(1) 本件入札に参加しようとする者は、1(1)ア～エの工事及び委託業務のうち、参加を希望する案件について申請すること。

同時に複数の案件に申請することを可とする（同一の配置予定技術者で、同時に複数の案件に申請することも可とする）が、以下の順番で開札を行うこととし、落札者となった者は以降の入札を無効とする。

ア 「（単価契約）人力浚渫工事（西京土木事務所）（2件一括）」

イ 「（単価契約）人力浚渫工事（南部土木事務所）（2件一括）」

ウ 「（単価契約）人力浚渫工事（西部土木事務所）（2件一括）」

エ 「（単価契約）人力浚渫工事（東部土木事務所）（2件一括）」

(2) 本件入札は、京都市電子入札システムにより行う。

京都市電子入札システムによる入札は、次のア又はイのいずれかの方法による。

ア 電子入札コアシステムに対応している認証局が発行したICカード（本市に提出済みの「使用印鑑届」と同一人のもの又は受任者がいる場合には受任者のもので、かつ落札決定の日時までの間において有効であるものに限る。）を取得したうえで、京都市電子入札システムへの利用者登録を行っている者が、インターネットを利用して入札データを送信する方法（以下この方法により入札する者を「インターネット利用者」という。）

なお、インターネット利用者は入札データを送信しようとする日までに京都市電子入札システムへの利用者登録を行っていないなければならない。

イ 入札端末機利用者カード（規則第6条第4項に規定する入札端末機利用者カードをいう。）の交付を受けている者が、契約課に設置する入札端末機（規則第6条第2項に規定する入札端末機をいう。以下同じ。）を使用することにより入札データを送信する方法（以下この方法により入札するものを「端末機利用者」と

いう。)

なお、端末機利用者が入札端末機利用者カードの発行を受けていないときは、入札期間終了の1時間前までに入札端末機利用者カードの発行を申請し、同カードの発行を受けていなければならない。

- (3) 本件入札に参加しようとする者は、公告の日から入札期間初日の直前の開庁日の午後5時までに、次のア又はイの方法により、当該工事及び業務委託に係る設計図書等入手し、積算のうえ、(8)に記載する入札期間に入札を行うこと。

ア インターネット利用者は、京都市電子入札システムにより、インターネットを利用して設計図書等をダウンロードして入手すること（この場合、設計図書等入手しようとする日までに、京都市電子入札システムへの登録を行っていないなければならない。）。

なお、インターネット利用者であっても設計図書等を購入することができるものとするが、この場合、京都市電子入札システムにより、インターネットを利用して複写承認書入手し、(4)により設計図書等を購入すること。

イ 端末機利用者は、契約課に設置する入札端末機により、複写承認書入手し（この場合、複写承認書入手できる期間終了の1時間前までに、入札端末機利用者カードの発行を申請し、同カードの発行を受けていなければならない。）、(4)により設計図書を購入すること。

- (4) 上記(3)ア後段及び(3)イにより、当該工事及び委託業務に係る設計図書等を購入しようとする者は、前項で入手した複写承認書を上記(3)の期間内に次の設計図書等の販売業者に提示して購入すること。

(設計図書等の販売業者)

株式会社中央精器

京都市下京区烏丸通五条下ル大坂町396第3キョートビル1F

(電話 075-871-8400)

1(1)アの想定販売金額 700円 (A4コピー35枚)

1(1)イの想定販売金額 600円 (A4コピー30枚)

1(1)ウの想定販売金額 1,300円 (A4カラーコピー2枚, A4コピー55枚)

1(1)エの想定販売金額 600円 (A4コピー30枚)

(5) 入札を行う者は、当該工事及び委託業務の設定単価（以下「設定単価」という。）、設定単価に予定数量を乗じた金額（以下「価格」という。）及び価格の合計金額（以下「総価」という。）を記載した単価表（以下「単価表」という。）を作成しなければならない。ただし、単価表の様式は本市の指定様式とする。

(6) 入札金額は、総価の額を入力すること。

(7) 入札者は、送信した入札データの訂正又は撤回をすることはできない。また、入札者は、入札データ送信後の辞退はできない。

(8) 入札期間

令和2年3月17日（火）、18日（水）及び19日（木）の午前9時から午後5時まで。ただし、端末機利用者は正午から午後1時までを除く。

(9) 予定価格及び最低制限価格

1(1)ア～エの工事及び業務委託に係る予定価格は次のとおりである。

なお、最低制限価格については、落札者を決定した日に公表する。

1(1)アの予定価格 2, 537, 525円（消費税及び地方消費税を含まない。）

1(1)イの予定価格 2, 234, 640円（消費税及び地方消費税を含まない。）

1(1)ウの予定価格 1, 893, 142円（消費税及び地方消費税を含まない。）

1(1)エの予定価格 1, 326, 246円（消費税及び地方消費税を含まない。）

(10) 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出

入札者は、1(1)ア～エの工事及び業務委託のうち、参加を希望する入札案件について、(12)に記載の方法により、次の書類を提出しなければならない。

なお、必要書類の作成に係る費用は申請者の負担とし、提出された書類は返却しないが、本市において無断で使用しないものとする。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（単価契約）（用紙交付）（入札者がインターネット利用者の場合には、登録印を省略できる。）

イ 建設業法に基づく「土木工事業」又は「しゅんせつ工事業」の許可通知書又は許可証明書の写し

ウ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

エ 技術者配置予定調書（用紙交付）

3(5)の技術者を記載し、その者の技術者資格及び雇用関係を証明し得る書類等の写しを添付すること。

なお、落札した場合には、技術者配置予定調書に記載された者と異なる者を配置すること及び履行の途中における技術者の変更は認められない。

オ 単価表（用紙交付）

単価表に記載する設定単価は、入札者が、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額とし、必ず「整数」とすること。

(11) 一般競争入札参加資格確認申請書（単価契約）、技術者配置予定調書及び単価表の交付

本件入札の公告日から入札期間終了まで、契約課のホームページ（ホームページのアドレス <http://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/>）及び契約課に設置する公告閲覧専用端末機に入札公告と併せて一般競争入札参加資格確認申請書（単価契約）、技術者配置予定調書及び単価表を掲示するので、契約課のホームページ又は契約課に設置する公告閲覧専用端末機から当該申請書等をダウンロードのうえ、A4判の帳票として印刷し使用すること。ただし、公告閲覧専用端末機による交付期間及び交付時間は、京都市の休日を守る条例に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除き、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

(12) 入札参加資格確認申請書等は次の方法により提出すること。

ア インターネット利用者の場合

入札データを送信する際、ワード、エクセル（Office2013 で扱えること。）又はPDFファイル（Adobe Acrobat Reader DC で扱えること。）にして添付すること。（添付できるデータは1ファイルのみであるので、入札参加資格確認申請書等を一つのファイルにして添付すること。）

イ 端末機利用者の場合

入札参加資格確認申請書等を封入、封かんし、封筒表面には入札番号、工事名及び委託業務名、工事場所及び履行場所のみを記載して、入札期間内に2の場所に設置してある「入札資料提出ポスト」に投函すること。

5 開札及び落札者の決定

(1) 開札予定日時

令和2年3月23日（月）午前9時

(2) 入札参加資格の確認

開札後、総価の比較により、予定価格の範囲内で最低の総価をもって有効な入札を行った者について、入札参加資格の確認を行う。確認を行った結果、入札参加資格がないと認められるときは、その者の行った入札は無効とし、予定価格の範囲内で有効な入札を行った他の者のうち、次に最低の総価をもって入札を行った者について、入札参加資格の確認を行う。

なお、予定価格の範囲内で有効な入札を行った者のうち、総価が同額の者が二者以上あるときは、開札時に抽選により入札参加資格の確認を行う順位を決定する。

(3) 落札者の決定

予定価格の範囲内で最低の総価をもって有効な入札を行った者のうち、入札参加資格を有すると認められた者を落札者とする。

(4) 落札結果の公表

落札者を決定したときは、落札者に対して速やかに通知するとともに、落札者の商号（法人にあつては名称）及び落札金額等を、落札者を決定した日の翌開庁日の午後1時から契約課のホームページにおいて公表し、併せて2の場所で閲覧に供する。

なお、開札日に落札者を決定しないときは、全ての入札者の商号（法人にあつては名称）及び入札金額等を、開札日の翌開庁日の午後1時から落札結果の公表までの間、契約課のホームページにおいて公表し、併せて2の場所で閲覧に供する。

(5) 落札者以外の入札者に対する書面による理由説明

落札者以外の入札者は、落札者とならなかった理由について書面による説明を求める場合は、落札者を公表した日の翌日から起算して2日後（日数の計算に当たっては、休日を除く。）の午後5時までに、その旨を記載した書面を2の場所まで持参し、提出すること。

6 契約の締結

契約の締結は、単価による契約とする。契約単価は、予定単価に落札率（落札者が提出した単価表に記載した総価の額を予定価格で除した値）を乗じた額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）に100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

免除する。

8 入札の無効

規則第6条の2各号に該当する入札は無効とする。

9 予算不成立の場合の無効

本件契約に係る予算については、落札決定の日において、まだ成立していないため、契約の相手方となる者は、まず本市と仮契約を締結し、予算について議会の議決があった後に本契約を締結するものとする。

なお、予算について議会の議決がなかった場合は、本公告は無効とし、当該仮契約は解除する。この場合において、本件入札のために行った準備行為等に係る費用が既に発生していても、その費用を本市に請求することはできない。

10 その他

(1) 本件入札は、政府調達に関する協定その他の国際約束の適用を受けるものではない。

(2) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 本公告に関する問合せ先 2の問合せ先に同じ。

(5) 設計図書の内容や積算に関する質問は禁止する。

(6) 京都市暴力団排除条例第12条第5項の規定により、契約の締結時に同条例施行規則第6条第1項に規定する誓約書を提出すること。ただし、契約金額が1,500,000円未満である場合を除く。

(7) 下請契約を締結する場合には、当該契約の相手方を京都市内に本店を有する中小企業の中から選定するよう努めること。また、工事に係る資材、原材料の購入契約その他の契約を締結する場合には、当該契約の相手方を京都市内に本店を有する中小企業の中から選定するよう努めること。

(8) 落札者となった者が契約を締結しない場合（(6)の誓約書を提出しない場合を含む。）は、契約辞退に該当するため、競争入札参加停止措置を行うとともに、入札金額の100分の5に相当する額を違約金として徴収する。

- (9) 本件入札及びこれに伴う契約に係る契約書、設計書、仕様書、図面その他の関係図書等において、昨年5月1日以降の日を「平成」の元号を用いて表記している場合は、「令和」の元号を用いて表記しているものとして読替えを行う。
- (10) 本公告及び仕様書に定めのない事項については、京都市契約事務規則その他本市が定める条例、規則、要綱等のほか関係法令によるものとする。

(単価契約) 「人力浚渫工事」及び「河川美化作業委託」 予定数量及び予定単価一覧表

(単価契約) 人力浚渫工事 (西京土木事務所) (2件一括)

工事名及び委託業務名	工種	予定数量	予定単価 (税抜)
(単価契約) 人力浚渫工事 (西京土木事務所)	人力浚渫工B	25 m ³	52,941 円
	人力浚渫工B (小運搬有)	10 m ³	53,750 円
(単価契約) 河川美化作業委託 (西京土木事務所)	—	4,100 m ²	165 円

(単価契約) 人力浚渫工事 (南部土木事務所) (2件一括)

工事名及び委託業務名	工種	予定数量	予定単価 (税抜)
(単価契約) 人力浚渫工事 (南部土木事務所)	人力浚渫工B	30 m ³	41,428 円
(単価契約) 河川美化作業委託 (南部土木事務所)	—	3,800 m ²	261 円

(単価契約) 人力浚渫工事 (西部土木事務所) (2件一括)

工事名及び委託業務名	工種	予定数量	予定単価 (税抜)
(単価契約) 人力浚渫工事 (西部土木事務所)	人力浚渫工A	3 m ³	59,333 円
	人力浚渫工A (小運搬有)	2 m ³	67,692 円
	人力浚渫工B	6 m ³	52,352 円
	人力浚渫工B (小運搬有)	5 m ³	60,714 円
	人力浚渫工B (草刈り含む)	4 m ³	54,375 円
	人力浚渫工B (小運搬有・草刈含む)	1 m ³	62,857 円
(単価契約) 河川美化作業委託 (西部土木事務所)	—	2,760 m ²	247 円

(単価契約) 人力浚渫工事 (東部土木事務所) (2件一括)

工事名及び委託業務名	工種	予定数量	予定単価 (税抜)
(単価契約) 人力浚渫工事 (東部土木事務所)	人力浚渫工B	13 m ³	67,692 円
(単価契約) 河川美化作業委託 (伏見土木事務所)	—	1,750 m ²	255 円